

武蔵村山市暴力団排除条例及び公の施設等の利用及び補助金等の交付からの暴力団排除に関する合意書の施行

市では、平成 25 年 1 月 1 日に「武蔵村山市暴力団排除条例」を施行し、市民の方が安全・安心に過ごすことのできるまちづくりに取り組んでおります。また、平成 26 年 10 月 1 日には、この条例が制定された趣旨に基づき、市と警察の間での相互連携体制に関する取り決めを明記した「公の施設等の利用及び補助金等の交付からの暴力団排除に関する合意書」が施行されました。これからも安全・安心なまちづくりのため暴力団排除活動を推進してまいりますので、市民の方々のご理解ご協力をお願いします。